

10. 税金関係

Q10-1：国税、地方税（県税、市町村税）についてそれぞれの機関に、住所変更の手続きを行う必要がありますか？

A10-1 それぞれ関係機関は、新しい住所情報を把握しており、データの更新を行いますので、改めて手続きを行う必要はありません。

Q10-2：住宅取得控除を受けている場合、住宅ローンを受けた家屋に居住していないと住宅取得控除が引き続き受けられなくなるため、居住地が変更していないことを証明する必要がありますか？

A10-2 町名・町界整理によって住所が変わったことは、名古屋北税務署に情報提供してありますので、勤務先又は税務署に対して、個別に「住所変更証明書」等を提出する必要ありません。

また、給与所得者の方が、年末調整によって住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、町名・町界整理実施後であっても、住所変更前に税務署から送付を受けた「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書兼年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書」を使用することができます。

問合せ先：名古屋北税務署 個人課税部門

住 所：〒462-8543 名古屋市北区清水五丁目 6 番 16 号

電 話：052-911-2471 受付 8：30～17：00

Q10-3：市税の税務証明はいつから新住所を表示した証明書がもらえますか？

A10-3 証明書の住所欄には、11月28日（月）から新しい住所が表示されます。

問合せ先：栄市税事務所 管理課

住 所：〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号

NHK名古屋放送センタービル8階

電 話：052-959-3300 受付時間：平日8：45～17：15

Q10-4：固定資産税評価額等証明書の資産所在地は、いつから新町名にかわりますか？

A10-4 固定資産税評価額等証明書（土地）（家屋）の資産所在地は、令和5年度分の証明書から新町名で発行されるようになります。

令和4年度分までの証明書は、町名・町界整理実施後も旧町名のままとなりますので、新町名の記載が必要な場合には、証明書申請の際に「新町名の附記」をするようお申し出ください。なお、「新町名の附記」に際しては、内容確認のためにお時間がかかります。ご不便をおかけしますがよろしくお願いいたします。

土地に関する問合せ先：栄市税事務所 固定資産税課 土地調査係

住 所：〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号

NHK名古屋放送センタービル8階

電 話：052-959-3307 受付時間：平日8：45～17：15

家屋に関する問合せ先：栄市税事務所 固定資産税課 家屋係

住 所：〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目 13 番 3 号

N H K 名古屋放送センタービル 8 階

電 話：052-959-3308 受付時間：平日 8：45～17：15

Q10-5：町名変更が実施される 11 月 26 日より前に年末調整の書類を提出するように勤務先から言われています。この場合、年末調整の住所は旧新どちらの住所を記入すればよいのでしょうか？

A10-5 年末調整は、年末調整後の 1 月 1 日（今回の場合は 2023 年 1 月 1 日）の住所を記入することとなっています。そのため、町名変更前に年末調整の書類を勤務先に提出する場合であっても、町名変更実施後の住所（新住所）を記入してください。

ただし、既に町名変更実施前の住所（旧住所）を記入していても、手続き上の問題はございません。